

## 障害者権利擁護・虐待防止推進事業の実施について

平成 24 年 10 月 30 日  
富山県障害福祉課

昨年 6 月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、10 月 1 日に施行され、県としては、次のとおり障害者に対する虐待の防止に向けた取組を進めることとしています。

※障害者虐待防止法の概要は、**別紙 1** のとおり

1 障害者虐待の通報・相談窓口の設置・・・ **別紙 2**

## (1) 富山県障害者権利擁護センター

- ・開設日：10 月 1 日（月）
- ・場所：サンシップとやま 2 階（富山県福祉総合相談センター相談課内）
- ・業務内容：「使用者による虐待」の通報・届出の受理、相談、広報啓発、情報収集・提供、市町村への情報提供・助言など

## (2) 市町村障害者虐待防止センター

- ・開設日：10 月 1 日（月）
- ・場所：各市町村の障害福祉担当課
- ・業務内容：虐待の通報・届出の受理、相談、指導・助言、広報啓発など

## 2 広域的な連携体制の整備

障害者団体、サービス提供事業者、司法、警察、労働、市町村、相談機関、学識経験者等からなる「富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護、自立の支援等について協議。今年度は第 1 回協議会を 9 月 28 日（金）に開催

※協議会構成機関は、**別紙 3** のとおり

## 3 人材育成

市町村職員や相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業所職員を対象とした研修会を平成 22 年度から実施。今年度は 9 月 21 日（金）に約 200 名を対象に実施

## 4 広報啓発

障害者虐待防止に関するリーフレットの作成・配布のほか、一般県民を対象としたシンポジウムを開催

（シンポジウムの概要）

- ・日時 12 月 9 日（日） 午後 1 時 30 分～午後 5 時
- ・会場 高志会館 カルチャーホール
- ・内容 基調講演、パネルディスカッション
- ・参加人数 250 名程度を予定

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

※ 平成23年6月17日成立

## 目的

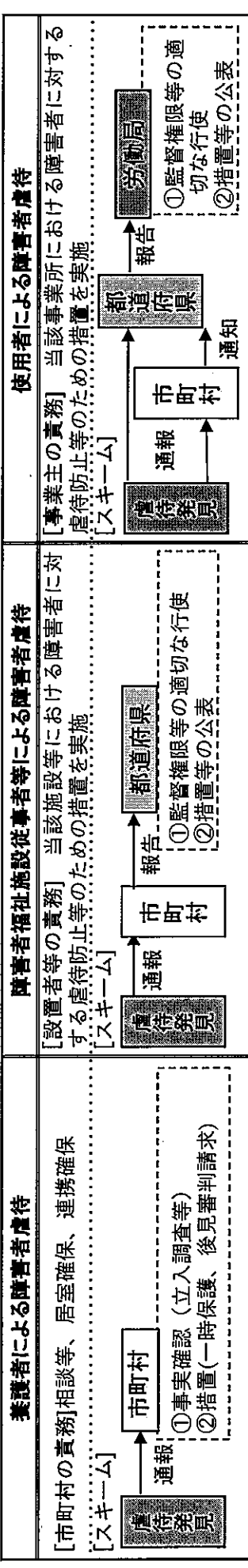
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の種類は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

富山県障害者権利擁護センター・市町村障害者虐待防止センターの設置について

昨年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行（10月1日）を踏まえ、同法に基づき、障害者虐待の通報・相談窓口を設置するもの。

1 富山県障害者権利擁護センターの設置

- (1) 場 所 サンシップとやま2F（富山県福祉総合相談センター相談課内）※県委託事業
- (2) 開 設 日 10月1日（月）
- (3) 業務内容 「使用者による虐待」の通報・届出の受理、相談、広報啓発、情報収集・提供、市町村への情報提供・助言など
- (4) 連絡先 TEL：076-432-2950 FAX：076-432-6532  
E-mail：shogaikenri@wel.pref.toyama.jp
- (5) 受付時間 24時間365日対応  
平日：午前8時30分～午後5時 富山県福祉総合相談センター相談課 職員（兼務）3名  
その他時間帯：夜間と土日・休日 県障害福祉課職員で携帯電話を持ち回り（上記電話番号からの転送）

2 市町村障害者虐待防止センターの設置

- ・開設日：10月1日（月）
- ・場 所：各市町村の障害福祉担当課（別紙一覧のとおり）
- ・業務内容：虐待の通報・届出の受理、相談、指導・助言、広報啓発など

3 県センターと市町村センターの役割

区 分	市町村	県
センターの支援対象	<p>&lt;虐待防止センター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護者による虐待</li> <li>・施設従事者等による虐待</li> <li>・使用者による虐待</li> </ul>	<p>&lt;権利擁護センター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者による虐待</li> </ul>
センターの主な役割	<p>&lt;虐待防止センター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報、届出の受理</li> <li>・障害者及び養護者に対する相談、指導、助言</li> <li>・広報啓発活動</li> </ul>	<p>&lt;権利擁護センター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報、届出の受理</li> <li>・障害者に対する相談、助言</li> <li>・相談機関の紹介、関係機関との連絡調整</li> <li>・情報の収集、分析、提供</li> <li>・広報啓発活動</li> </ul>
市町村および県の主な役割 [センターで通報等を受理した後の対応]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県への報告、通知</li> <li>・関係機関（相談支援事業所、保健所、障害福祉サービス事業所等）による対応協議（緊急性、今後の方針等）</li> <li>・障害者の安全確認</li> <li>・事実確認、訪問調査</li> </ul> <p>※以下、養護者による虐待の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護のための入所措置</li> <li>・養護者の面会制限</li> <li>・養護者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局への報告</li> <li>・市町村相互間の連絡調整、市町村への情報提供、助言等</li> </ul> <p>※以下、施設従事者等による虐待の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（地元市町村、県社協、障害福祉サービス事業所等）による対応協議（緊急性、今後の方針等）</li> <li>・事実確認、立入調査、勧告・命令・取消等の権限の行使</li> </ul>

## 市町村障害者虐待防止センター 一覧

市町村	場所	連絡先	
		日中	休日夜間
富山市	障害福祉課	076-443-2004(直通)	(日中と同じ)
高岡市	社会福祉課	0766-20-1369(直通)	0766-20-1111
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005(直通)	0765-23-1010
氷見市	福祉課	0766-74-8113(直通)	0766-74-8100
滑川市	福祉介護課	076-475-2111(内線765)	076-476-9400
黒部市	福祉課	0765-54-2111(内線223)	(日中と同じ)
砺波市	社会福祉課	0763-33-1111(内線123)	(日中と同じ)
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601(直通)	0766-67-1760
南砺市	福祉課 (井波庁舎)	0763-23-2009(直通)	(日中と同じ)
射水市	社会福祉課	0766-82-1951(直通)	0766-82-1900
舟橋村	生活環境課	076-464-1121(内線34)	(日中と同じ)
上市町	福祉課	076-472-1111(内線7121・7123)	076-473-2811
立山町	健康福祉課	076-462-9957(直通)	076-462-9088
入善町	健康福祉課	0765-72-1100(内線141)	(日中と同じ)
朝日町	健康課	0765-83-1100(内線143)	(日中と同じ)

## 富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会構成機関名簿

分野	団体・機関名
事業者	富山県民間身体障害者施設連絡協議会
	富山県知的障害者福祉協会
	富山県精神障害者社会復帰施設連絡協議会
当事者	(社) 富山県身体障害者福祉協会
	(福) 富山県視覚障害者協会
	(福) 富山県聴覚障害者協会
	(社) 富山県手をつなぐ育成会
	富山県精神障害者家族連合会
学識経験者	富山福祉短期大学
	富山国際大学
司法	富山地方法務局
	富山県弁護士会
警察	富山県警察本部
労働	富山労働局
保健	富山県保健所長・支所長会
相談機関等	富山県自立支援協議会
	富山児童相談所
	(福) 富山県社会福祉協議会
	(社) 富山県社会福祉士会
市町村	富山市障害福祉課
	上市町福祉課
県	障害福祉課
	高齢福祉課
	児童青年家庭課
	医務課
	健康課
	文書学術課
	労働雇用課
	教育委員会県立学校課
事務局	富山県障害者権利擁護センター
	障害福祉課